

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年12月27日(2012.12.27)

【公表番号】特表2012-509292(P2012-509292A)

【公表日】平成24年4月19日(2012.4.19)

【年通号数】公開・登録公報2012-016

【出願番号】特願2011-536823(P2011-536823)

【国際特許分類】

|         |        |           |
|---------|--------|-----------|
| A 6 1 K | 31/22  | (2006.01) |
| A 6 1 K | 31/23  | (2006.01) |
| A 6 1 K | 31/231 | (2006.01) |
| A 6 1 K | 31/232 | (2006.01) |
| A 6 1 P | 3/02   | (2006.01) |
| A 6 1 P | 21/00  | (2006.01) |
| A 6 1 P | 25/00  | (2006.01) |
| A 6 1 P | 31/04  | (2006.01) |

【F I】

|         |        |
|---------|--------|
| A 6 1 K | 31/22  |
| A 6 1 K | 31/23  |
| A 6 1 K | 31/231 |
| A 6 1 K | 31/232 |
| A 6 1 P | 3/02   |
| A 6 1 P | 21/00  |
| A 6 1 P | 25/00  |
| A 6 1 P | 31/04  |

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月7日(2012.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

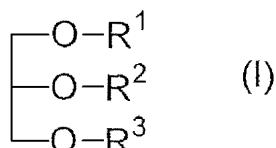
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式(I)：

【化4】



[式中、基R<sup>1</sup>、R<sup>2</sup>またはR<sup>3</sup>のうち少なくとも1個は、独立して、5~15個の奇数の炭素原子を有するアルカノイル基である]

で示される少なくとも1個のトリグリセリド(A)を含有する脂肪乳剤を含む、CIPおよび/またはCIMの予防または治療のための医薬製剤。

【請求項2】

脂肪乳剤が、(A)とは異なる、そして、カプリル酸、カプリン酸またはラウリン酸を

包含する中鎖脂肪酸、ミリスチン酸、パルミチン酸またはステアリン酸を包含する長鎖飽和脂肪酸、パルミトレイン酸またはオレイン酸を包含するモノ不飽和脂肪酸、ならびに、エイコサペンタエン酸、ドコサヘキサエン酸、リノール酸および - リノレン酸を包含するオメガ - 3 およびオメガ - 6 型多価不飽和脂肪酸より成る群から選ばれる少なくとも 1 個の脂肪酸残基を有する少なくとも 1 個のさらなるトリグリセリド (B) を含むことを特徴とする、請求項 1 に記載の医薬製剤。

**【請求項 3】**

トリグリセリド (A) が、ランダム化されたまたは化学的に定義された構造トリグリセリドの形態であることを特徴とする、請求項 1 または 2 に記載の医薬製剤。

**【請求項 4】**

トリグリセリド (A) 中の基 R<sup>1</sup>、R<sup>2</sup> または R<sup>3</sup> のうち少なくとも 1 個が、独立して、5 ~ 9 個の炭素原子の鎖長を有することを特徴とする、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の医薬製剤。

**【請求項 5】**

トリグリセリド (A) 中の基 R<sup>1</sup>、R<sup>2</sup> または R<sup>3</sup> のうち少なくとも 1 個が、独立して n - ヘプタノイルであることを特徴とする、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の医薬製剤。

**【請求項 6】**

トリグリセリド (A) がトリヘプタノインであることを特徴とする、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の医薬製剤。

**【請求項 7】**

トリグリセリドの量が医薬製剤総量を基準として 5 ~ 30 % (重量) であることを特徴とする、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の医薬製剤。

**【請求項 8】**

トリグリセリドの量が医薬製剤総量を基準として 10 ~ 20 % (重量) であることを特徴とする、請求項 7 に記載の医薬製剤。

**【請求項 9】**

トリグリセリド (A) の量が乳剤中の全トリグリセリド総重量を基準として 50 ~ 80 % (重量) であることを特徴とする、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の医薬製剤。

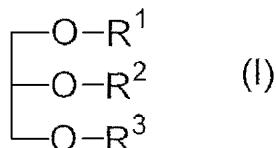
**【請求項 10】**

トリグリセリド (A) の量が乳剤中の全トリグリセリド総重量を基準として 60 ~ 70 % (重量) であることを特徴とする、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の医薬製剤。

**【請求項 11】**

式 (I) :

**【化 5】**



[式中、基 R<sup>1</sup>、R<sup>2</sup> または R<sup>3</sup> のうち少なくとも 1 個は、5 ~ 15 個の奇数の炭素原子を有するアルカノイル基である]

で示されるトリグリセリド (A) を含み、(A) とは異なる、そして、カプリル酸、カプリン酸またはラウリン酸を包含する中鎖脂肪酸、ミリスチン酸、パルミチン酸またはステアリン酸を包含する長鎖飽和脂肪酸、パルミトレイン酸またはオレイン酸を包含するモノ不飽和脂肪酸、ならびに、エイコサペンタエン酸、ドコサヘキサエン酸、リノール酸および - リノレン酸を包含するオメガ - 3 およびオメガ - 6 型多価不飽和脂肪酸より成る群から選ばれる少なくとも 1 個の脂肪酸残基を有する少なくとも 1 個のさらなるトリグリセリド (B) を含む、等張性脂肪乳剤。

**【請求項 1 2】**

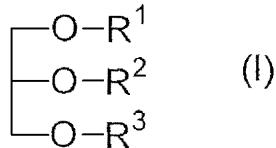
食餌製品としての請求項 1 1 に記載の等張性脂肪乳剤の使用。

**【請求項 1 3】**

経腸栄養のための請求項 1 2 に記載の使用。

**【請求項 1 4】**

式( I ) :

**【化 6】**

[式中、基 R<sup>1</sup>、R<sup>2</sup> または R<sup>3</sup> のうち少なくとも 1 個は、独立して、5 ~ 15 個の奇数の炭素原子を有するアルカノイル基である]

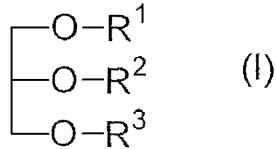
で示される少なくとも 1 個のトリグリセリド (A)、および (A) とは異なる少なくとも 1 個の別のトリグリセリド (B) を含む医薬。

**【請求項 1 5】**

請求項 1 1 に記載の等張性脂肪乳剤を含むことを特徴とする、請求項 1 4 に記載の医薬。

**【請求項 1 6】**

敗血症の集中治療患者に人工栄養を行うための、式( I ) :

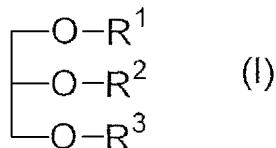
**【化 7】**

[式中、基 R<sup>1</sup>、R<sup>2</sup> または R<sup>3</sup> のうち少なくとも 1 個は、5 ~ 15 個の奇数の炭素原子を有するアルカノイル基である]

で示されるトリグリセリド (A) を含む脂肪乳剤の、または請求項 1 1 に記載の等張性脂肪乳剤の、または請求項 1 ~ 10 に定義される医薬製剤の使用。

**【請求項 1 7】**

非経口栄養のための、式( I ) :

**【化 8】**

[式中、基 R<sup>1</sup>、R<sup>2</sup> または R<sup>3</sup> のうち少なくとも 1 個は、5 ~ 15 個の奇数の炭素原子を有するアルカノイル基である]

で示されるトリグリセリド (A) を含む脂肪乳剤の、または請求項 1 1 に記載の等張性脂肪乳剤の、または請求項 1 ~ 10 に定義される医薬製剤の使用。